

アソシエートメンバーガイドライン
(2022年11月29日 サービス委員会制定)

1. 目的

ICT は数多くの産業分野で必須の基盤技術として扱われており、益々その重要性は大きくなっている。社会の共感を得る学会、発信力のある学会に脱皮するため、会員にならなくても、電子情報通信分野で活躍する方、電子情報通信の周辺分野で活躍する方、本会の活動に興味がある方に気軽に学会活動に参加して頂き、様々な分野との連携活動を推進し、会員をハブとする活動の場を広げることを目的とする。

2. 定義

アソシエートメンバーは、定款第3章第5条に定める会員とは独立の制度である。本会の会員ではないが、電子工学および情報通信に関する専門家、電子工学および情報通信に関連する分野での専門家、本会の活動に興味があり本会の目的に賛同する者で、アソシエートメンバーに登録することを希望する者をアソシエートメンバーと称する。

3. アソシエートメンバーの登録と退会

- (1) アソシエートメンバーに登録することを希望する者は、随時登録することができる。
- (2) アソシエートメンバーはいつでも、退会を申請することができる。
- (3) アソシエートメンバーは、1年毎に自動更新される。
- (4) 本会会員は、アソシエートメンバーに登録できない。

4. 登録費

アソシエートメンバーの登録費は無料とする。

5. 特典

- (1) アソシエートメンバーはいつでも会員（正員、学生員）への入会申請ができる。
その場合、入会金が免除される。
- (2) 学会からの最新情報をメールにより受領できる。
- (3) 会誌を会員価格（2割引き）で購入できる。

附則 1. 2022年11月29日サービス委員会において制定された本ガイドラインは、2022年12月12日理事会において5項(1)が承認された場合、施行する。